

石垣港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則

令和2年12月28日
石垣市規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（令和2年石垣市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 条例第3条ただし書に規定する市長が公益上やむを得ないと認めて許可するものは、次の各号のいずれかに該当し、当該分区の目的を著しく阻害しない建築物その他の構築物（以下「建築物等」という。）とする。

- (1) 国又は地方公共団体等が、公用又は公共用に供する場合で、他に代替地の確保ができないもの
- (2) 公共事業に伴い移転を要する場合で、他に代替地の確保ができないもの
- (3) 条例の規定の施行の際、現に存する建築物等のうち条例別表に掲げる分区に応じそれぞれに掲げるもの以外の建築物等の建設、改築又は用途変更については、次の要件を満たすもの。この号において、基準時とは、条例の規定の施行時をいう。
 - ア 建築物等の建設又は改築が基準時における敷地内におけるものであること。
 - イ 建設又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ建築基準法及び地区計画の容積率、建ぺい率の規定に適合すること。
 - ウ 建設後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - エ 建設後の条例に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - オ 建築物以外の構築物の建設又は改築にあつては、構築物の規模が基準時を下回るか又は同等程度であること。
 - カ 用途の変更を伴わないこと。
- (4) その他特別の理由があるもの

(許可の申請)

第3条 条例第3条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、構築物建設許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の構築物建設許可申請書には、位置図、配置図、平面図及び断面図を添付しなければならない。

3 市長は、前項の書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(許可又は不許可の通知)

第4条 市長は、前条の許可の申請について、公益上やむを得ないと認め、建設を許可するときは構築物建設許可通知書(様式第2号)を申請者に通知し、不許可とするときは構築物建設不許可通知書(様式第3号)を申請者に通知する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

構築物建設（改築・用途変更）許可申請書

年 月 日

石垣市長 様

住所
申請者
氏名

石垣港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例第3条ただし書の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

構築場所	石垣市
該当分区	港区
構築物の用途	
工事等の種別	（建築物・工作物）の （新築・増築・改築・移転・用途変更）
構築物の構造	造 階建て
構築物の規模	建築面積 m ² 、 延床面積 m ²
敷地の面積	m ²
工事の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請理由	

※位置図、配置図、平面図及び断面図を添付

様式第2号（第4条関係）

構築物建設（改築・用途変更）許可通知書

石垣市指令第 号
年 月 日

様

石垣市長 印

年 月 日付けで申請のあった構築物の建設（改築・用途変更）を下記のとおり許可します。

記

構築場所	石垣市
該当分区	港区
構築物の用途	
工事等の種別	（建築物・工作物）の （新築・増築・改築・移転・用途変更）
構築物の構造	造 階建て
構築物の規模	建築面積 m ² 、 延床面積 m ²
敷地の面積	m ²
工事の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可条件	

様式第3号（第4条関係）

構築物建設（改築・用途変更）不許可通知書

年 月 日

様

石垣市長 印

年 月 日付で申請のあった構築物の建設（改築・用途変更）について、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

構築場所	石垣市
理由	